

進し高めるため、NGOのみならず政府と民間セクターとの間の協議そして知識の普及のための過程を新たに始め、さらに強化しようという提唱を歓迎、支援する。

10. 上記の過程を新たに始めさらに強化し、この過程の進捗状況および結果をラムサール条約の国別報告書の中で報告するように締約国に求める。

勧告6. 13 ラムサール登録湿地とその他の湿地のための管理計画策定に関するガイドライン

1. ラムサール条約の締約国は、その領域内の湿地を国際的に重要な湿地のリストに登録し、その登録湿地の保全を促進するための計画を作成し実施するように求められていることを想起し、

2. 以下の点を締約国に求めている決議5. 7を参照し、

(a) 各々の登録湿地について管理計画を策定する。

(b) 既存の管理計画を再検討し、また必要ならばそれを更新するため、決議5. 7に附属書として添付されている「ラムサール登録湿地およびその他の湿地のための管理計画策定に関するガイドライン」を活用することを考慮する。

3. 決議5. 7が「各々のラムサール登録湿地が管理計画を持つ必要性」を強調し、また「必要な限り、締約国は管理計画策定に関する釧路ガイドラインを適用する」ことを要請していることをさらに想起し、

4. ラムサール条約の「1997-2002年戦略計画」が以下の点を指摘していることを意識し、

(a) 締約国の手引きとして、地方、地域、そして集水域または海岸域レベルでの、ラムサール登録湿地のための管理計画策定における最良の実例10を1999年の第7回締約国会議までに出版すること(行動 5. 2. 2)。および

(b) 2002年の第8回締約国会議までに、各締約国の登録湿地のうちの少なくとも半分で、管理計画あるいはこれに代わる機構が完備しているかまたは準備中であること(行動 5. 2. 3)。

5. いくつかの締約国が率先し、ラムサール条約の「管理計画策定に関するガイドライン」に沿った形で管理計画を策定したことを歓迎し、

6. 一般的にラムサール条約のガイドラインが、世界中のラムサール登録湿地および他の湿地の管理計画のために適切なモデルを提供しているという、本会議の分科会Dの結論に留意し、

締約国会議は、

7. ラムサール登録湿地とその他の湿地のためにさらに管理計画を準備し実施することを締約国に求める。

8. ラムサール条約の「管理計画策定に関するガイドライン」に対応した、さらなる管理計画の策定とその実施を促進するよう条約事務局に指示する。そして、

9. 科学技術検討委員会に、集水域全体を扱う統括的取り組み方をした管理計画策定の最新の進展の検討を含んだ、ラムサール「管理計画策定に関するガイドライン」を監視し、その結論および管理計画策定の最良の実例10(ラムサール条約「1997-2002年戦略計画」の行動 5. 2. 2)を、第7回締約国会議で報告することを要請する。